

○ホイールローダーの賃貸借（リース）契約に係る条件付き一般競争入札の実施（秋田県畜産試験場）

ホイールローダー賃貸借（リース）契約について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 1 月 7 日

秋田県畜産試験場長 小棚木 栄作

1 入札に付する事項等

（1）賃貸借物品の名称及び数量

ホイールローダー 1 台

（2）賃貸借物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（3）納入場所

秋田県大仙市神宮寺字海草沼谷地 13 番地 3 秋田県畜産試験場

（4）賃貸借期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで（60 ヶ月）

（5）長期継続契約

当該入札の落札者との間で締結する契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年秋田県条例第 9 号）に基づく長期継続契約であるため、秋田県は当該契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除又は変更することができる。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県に対し請求することができない。

2 入札に参加する者に必要な資格等

（1）入札に参加する者に必要な資格

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 秋田県暴力団排除条例第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 秋田県税を滞納していないこと。
- ⑤ 入札参加資格確認申請書を提出し、本入札への参加資格を有していること。

3 設計図書等の交付

入札説明書、仕様書、入札参加資格確認申請書及びその他様式等（以下「設計図書等」という。）については、令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 1 月 21 日（水）までの期間、秋田県公式WEB サイト「美しい国あきたネット」に掲載する。

4 入札参加資格確認申請書の提出等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

（1）提出書類

- ① 入札参加資格確認申請書
- ② 商業登記の現在事項証明書の写し（個人にあっては住民票の写し）
- ③ 秋田県税に滞納がない旨の証明書の写し（提出日から 3 ヶ月以内のもの）
- ④ 納入物品明細書
- ⑤ アフターサービスマネンテナンス体制証明書

（2）提出期間

令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 1 月 21 日（水）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 項第 1 号に規定する県の休日を除く。

（3）提出時間

午前 9 時から午後 5 時まで

- (4) 提出場所
郵便番号 019-1701 大仙市神宮寺字海草沼谷地 13 番地 3
秋田県畜産試験場 総務企画室 総務企画チーム（電話番号 0187-72-2511）
- (5) 提出部数 1部
- (6) 提出された入札参加資格確認申請書の確認結果については、令和 8 年 1 月 22 日（木）午後 3 時までに申請者に対して書面により別途通知する。

- 5 入札執行の日時及び場所
令和 8 年 1 月 23 日（金） 午後 1 時 30 分
大仙市神宮寺字海草沼谷地 13 番地 3 秋田県畜産試験場 管理棟 2 階 研修室
- 6 入札保証金
秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第 4 号）第 160 条から第 163 条までに規定するところによる。

- 7 入札執行回数等
(1) 入札の執行回数は、原則として 2 回までとする。
(2) 当該入札への参加者が 1 者であった場合でも、入札を執行するものとする。

- 8 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより決定する。

- 9 入札書に記載する金額
入札金額は 1 ヶ月の賃貸借料とする。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、小数点以下第 4 位までの金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- 10 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札の無効
秋田県財務規則第 166 条に規定するところによる。
(3) 契約書作成の要否
要
(4) 問い合わせ先
上記 4 (4) に同じ
(5) その他
詳細は、入札説明書及び仕様書による。